

50 北支事変による配属将校の欠員増加に伴う処置に関する
件に付文部次官回答
〔昭和十二年九月〕

(注記3)
官普一六七号
裁定 8月24日 文書課長 (有原) 発
送 9月2日 起案者 (土田)

(注記1) 昭和十二年八月二十四日起案

(注記2) 普通学務局長 (藤野) 学務課長 (朝比奈) 事務官 (町田) (佐藤)

次官 (伊東) (注記4) 専門学務局長 (山川) 実業学務局長 (小笠原) 社会教育局長 (田中) (柴沼) (石井) (有光) (抹消) (施行前要再回) (神野) (乙黒) (武本) (岡村) (田中) (春山)

案
年 月 日
次官

(注記5) 北支事変ニ因ル配属将校ノ欠員増加ニ伴フ処置ニ
関スル件
陸軍次官宛

昭和十二年八月廿三日(加筆)陸支密第四二九号ヲ以テ標記ノ件御
照会ノ処右ハ今次ノ北支事変中ニ限り御照会ノ通実施相成ルモ
差支無之此段回答ニ及ブ

(下 札)

(備考)

一、詳細ハ文面ニ明ラカナラザレド本照会ノ趣旨ハ今次事變ニ依リ出征シタル配属將校尠ラザルヲ以テ陸軍現役將校配属令第六条ニ依リ他ノ將校ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシメントス而テ本来ハ陸軍大臣ニ於テ代理ヲ命ズベキモノナルモ異動錯綜セル為中央ニ於テ之ヲ為ス時ハ煩雜ニ堪ヘズ且ツ時機ヲ失スル惧レアルヲ以テ陸軍現役將校司令官師団長ヲシテ之ヲ代行セシメ其ノ報告ヲ待テ更ニ文部大臣ニ通報スルコト、致度ト云フニアリ、

一、本件ニ関シ当初陸軍省ヨリ内協議ヲ受ケタル際ハ勅令タル配属令第六条ヲ動カスモノ故別箇ノ勅令ヲ以テセラ度旨申入レタルモ陸軍省ニ於テハ事變ニ伴フ全ク臨時の措置故勅令ト迄ナサズ簡略ナル方法ニ依リ度旨強ツテ申越シタリ、然ラバ配属令第四条ニ関シ陸軍現役將校配属学校教練査閱規程ノ生レ又青年学校教練科等査閱令ヨリ青年学校教練科等査閱規程ノ生レタルガ如ク少クモ省令ヲ以テセラレ度旨回答シ陸軍省ニ於テモ之ヲ諒承シ而テ嚴ニ北支事變中ニ限ルコトトシテ之ノ次第ヲ文部大臣ニ(正式ニ)協議スルコト、セリ、然ルニ其ノ後陸軍省ノ当事者更迭スルヤ新任者ヨリ省令ヲ以テスルコトハ外部ニ動員ノ情況ヲ窺知セシムルコト、ナリ軍事上面白カラズ且ツ却ツテ勅令違反ノ疑ヒヲ生ズルヲ以テ全ク陸軍部内ニ於ケル臨時の措置トナシ即チ陸軍省ヨリ以テ行ヒ度旨重ネテ内協議ヲ受ケタリ、依テ(種々)協議シタルモ時局ニ鑑ミ陸軍ノ便宜ヲ考慮スルヲ妥當ト認

メ已ムヲ得ザルコト、シテ諒承セリ、

(参照)

一、陸軍現役將校学校配属令 (大正十四年四月十三日) 勅令第三百三十五号) 第六条 配属將校傷痍疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ニ因リ服務シ難キトキハ陸軍大臣ハ文部大臣ト協議シテ他ノ現役將校ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

一、〇同

第四条 陸軍大臣ハ現役將校ヲシテ本令ニ依リテ將校ヲ配属シタル学校ニ於ケル教練実施ノ狀況ヲ査閱セシムルコトヲ得

〇陸軍現役將校配属学校教練査閱規程 (大正十五年九月二十七) 日陸軍省令第十九号)

第二条 教練査閱官ハ師団長又ハ軍司令官 (朝鮮軍司令官ヲ除ク以下之ニ同ジ) 隷下將校ノ中ヨリ之ヲ命ズ

陸軍大臣ハ臨時ニ教練査閱官ヲ命ジ査閱スベキ学校ヲ指定シテ其ノ教練ヲ査閱セシムルコトアルベシ

一、〇青年学校教練科等査閱令 (昭和十年八月十日) 勅令第二百四十九号)

陸軍大臣ハ陸軍現役將校ヲシテ青年学校令又ハ昭和十年勅令第九十一号ニ依ル青年学校ニ於ケル教練科 (中略) ニ関スル査閱ヲ為サシムルコトヲ得

〇青年学校教練科等査閱規程 (昭和十年八月十三日) 陸軍省令第八号)

第三条 青年教練査閱官ハ師団長又ハ軍司令官 (朝鮮軍司令官ヲ除ク以下之ニ同ジ) 其ノ部下將校ノ中ヨリ之ヲ命ズ (以下略)

(注記6) 陸支密第四二九号

(注記7)

(注記8) 北支事変ニ因ル配属将校ノ欠員増加ニ伴フ処置ニ
関スル件照会

昭和十二年八月廿三日 陸軍次官 梅津美治郎 印

(注記9) 文部次官 伊東延吉殿

北支事変ニ伴ヒ動員部隊ノ要員ニ充用セラレタル学校配属将校ノ職務ハ陸軍現役将校学校配属令第六条ニ依リ他ノ現役将校ヲシテ代理セシムルコトトシ陸軍大臣代理命課ヲ実施シタル上通報スルノ形式ニ依ルコトト致度ニ付照会ス
追テ本要領ハ今次事変間ニ限ルモノニ付為念申添フ

(注記8)

「秘」

(注記9)

「文部省 官普167号 昭和12・8・24」

(下札)

〔中山〕種別ねニノ聯繫 / 登録追加 / 件名 陸軍〔次官宛〕〔省照〕

〔会〕北支事変ニ因ル配属将校ノ欠員増加ニ伴フ処置ニ関スル件ノ番号 官普一六七ノ結了年月日 昭二一九二ノ保存年限 ムキノ枚数 四

〔自昭7年2月至昭15年7月 学校教練 第2冊〕 文部省 3A.32-7.2540

(注記1)

「至急」

(注記2)

「二、九、一」

(注記3)

「完結」

(注記4)

「記録掛 / 16・9・18 / 受領」

(注記5)

「一八」(簿冊内件名番号)

(注記6)

〔抹消〕「陸二五号 八月廿四日受領」

(注記7)

〔大根〕